

令和8年度

笠間市外国人材受入支援事業補助金

募集案内

募集期間：令和9年3月31日（水）まで

※予算がなくなり次第受付は終了となります。

笠 間 市

《問合せ》

笠間市 産業経済部 商工課 外国人材支援センター

〒309-1792 笠間市中央三丁目2番1号

TEL：0296-77-1101

FAX：0296-77-1146

E-Mail：gaikoku-c@city.kasama.lg.jp

1. 補助事業の趣旨

笠間市内の中小企業者等における外国人材の受入れ及び定着を支援し、労働力の確保と多様な人材の活躍による市内産業の活性化を図ることを目的として、新たに外国人材を受け入れた事業者に対し笠間市外国人材受入支援事業補助金を交付します。

2. 補助の対象者

補助金交付の対象となる事業者は、次の条件をすべて満たす事業者

- (1) 中小企業基本法第2条に規定する市内に本社又は支店若しくは営業所を有する中小企業者又は個人事業主（農業法人（会社法上の会社又は有限会社に限る。）及び個人農家を含む。）。
- (2) 補助金の交付を申請しようとする日の属する年度内において新たに受入れを開始した外国人材で、当該申請日において引き続き雇用していること。
- (3) 外国人材を直接雇用し、市内の事業所に就労させていること。
- (4) 補助対象経費の支払を終えていること。
- (5) 外国人材の職場定着や地域定着のため、働きやすい環境づくり、スキルアップ支援又は生活支援等に積極的に取り組んでいる又は取り組む意思があること。
- (6) 茨城県外国人材適正雇用推進宣言を行い、所定の様式により茨城県知事に申し出ていること。
- (7) 市税の滞納がないこと。

3. 補助対象となる経費

補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象外国人材の雇用に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 登録支援機関、監理団体及び日本国内の人材紹介会社に支払った初期費用
- (2) 在留資格の変更の申請及び在留期間の更新の申請に係る書類の作成に要する経費
- (3) 外国人材の就労時の入国を目的とした渡航費
- (4) 外国人材の受入れを目的とした住宅借上げに要する費用（敷金、礼金等）
- (5) 生活必需品の購入費（寝具、家電、通勤に要する自転車等）
- (6) その他市長が必要と認める経費

4. 補助対象外となるもの

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者
- (2) 会社更生法又は民事再生法に基づく更生手続若しくは再生手続を行っている者
- (3) 自己又は自社若しくは自社の役員等が笠間市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに該当する者

5. 補助金の交付額と限度額

- (1) 補助対象経費の2分の1以内の額とし、外国人材1人当たり10万円を限度とする。
- (2) 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- (3) 補助金の交付は、受入年度内において同一事業者につき外国人材2人を上限とする。

6. 交付申請及び請求

補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を商工課に提出してください。

- (1) 笠間市外国人材受入支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 外国人材受入支援事業実施計画書（様式第2号）
- (3) 外国人材の労働契約通知書や雇用契約書等の雇用に関する書類
- (4) 就労する外国人材の在留資格を証する在留カード等の写し（両面）
- (5) 補助対象経費の内訳と支払を証する書類
- (6) 住宅借上げの場合、賃貸借契約書
- (7) 生活必需品の購入の場合、購入したことを証する書類及び設置状況等が確認できる写真
- (8) その他市長が必要と認める書類

※申請にあたっての留意事項

- ①持参により書類を提出する場合は、原則として日本工業規格A4判（縦型綴）の規格を使用してください。
- ②提出された書類は返却いたしません。
- ③申請に関して要する費用は、すべて申請者の負担となります。

7. 申請書類の受付

- (1) 受付期間 令和9年3月31日（水）まで
土日祝日を除く、平日の午前8時45分から午後5時まで
※予算がなくなり次第受付は終了となります。
- (2) 提出方法 申請書類を持参、メール、いばらき電子申請サービスのいずれかによりご提出ください。

<持参・メール>

- ・市ホームページから申請様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、添付書類と併せてご提出ください。

【提出先】笠間市役所 商工課 外国人材支援センター（問合せ先参照）

<いばらき電子申請・届出サービス>

- ・下記 URL からいばらき電子申請・届出サービスにアクセスし、申請フォームに必要事項の入力及び添付書類を添付し、申請してください。

https://apply.e-tumo.jp/city-kasama-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=86326

8. 補助金の交付決定

内部による審査を経て、補助金の交付の可否及び交付額を決定いたします。

9. 問合せ先

笠間市 産業経済部 商工課 外国人材支援センター

住 所：〒309-1792 笠間市中央三丁目2番1号

電 話：0296-77-1101（内線512）

FAX：0296-77-1146

E-mail：gaikoku-c@city.kasama.lg.jp

ホームページ：<https://www.city.kasama.lg.jp/page/page017097.html>